

議案第60号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
 条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園における業務継続計画の策定について定める等の必要があるによる。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
 条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「から第12条まで」を「、第11条、第12条の2」に改め、同項の表第11条の項中「次条を除き、以下」を「以下」に改め、同項の次に次のように加える。

第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
-----------	--------------	-------------------------------------

第13条第1項の表第12条の項を削り、同表第20条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同表第48条の項中「園長」を「就学前保育等推進法第14条第1項に規定する園長」に改め、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に改め、「便所」との次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と」を加える。

附則第8項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）」を付し、附則に次の3項を加える。

- 9 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 10 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 附則第9項の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表第11条の項の改正規定及び同表第12条の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。